

「全国労働衛生週間」を迎えるにあたって
～ 岐阜労働局長 メッセージ ～

今年も10月1日から「全国労働衛生週間」が実施されます。

本週間は、国民の労働衛生に関する意識の高揚を図り、事業場における自主的な労働衛生管理活動を通じた労働者の健康保持等を目的として実施され、昭和25年の実施以来、今年で第62回を迎えます。

岐阜県内の業務上疾病は、長期的には減少し、特に、平成21年に大幅に減少したものの、去年は反対に大幅な増加となっております。また、県内の定期健康診断結果をみると、有所見率は年々増加し、平成22年は50.0%と2人に1人の割合でなんらかの異常の所見があることになり、健康診断結果に基づく事後措置や保健指導などを積極的に進めていく必要があります。

さらに、仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスを感じる労働者の割合は約6割に上っており、職場におけるメンタルヘルス対策の取組みは重要な課題となっております。しかしながら衛生委員会等での調査審議、心の健康づくり計画の策定、産業保健スタッフの配置等の組織的体制の整備等、メンタルヘルス対策の取組みはいまだ不十分で、今後の取組みの充実が必要といえます。

また、労働者の健康確保と快適な職場環境の形成を図るため、受動喫煙のない職場の実現を図ることが必要です。

このような観点から、本年度は、

『見逃すな 心と体のSOS みんなでつくる健康職場』

をスローガンとして「全国労働衛生週間」が展開されますので、本週間を契機として、各事業場において、労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生活動の一層の促進をお願い申し上げます。

平成23年8月

岐阜労働局長 矢部 憲一